平成23年 5月 6日独立行政法人日本原子力研究開発機構教 賀 本 部

「もんじゅ」並びに「ふげん」の保安規定の変更認可について

日本原子力研究開発機構(以下、「機構」)は、平成23年3月30日付の経済 産業大臣からの福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施 指示及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する 規則」の改正を踏まえ、4月6日、経済産業大臣に「もんじゅ」の原子炉施設保 安規定\*\*(以下、「保安規定」)の変更認可申請を行いました。

その後、4月7日に宮城県沖地震が発生し、東通原子力発電所において、外部電源の喪失により非常用発電設備が起動したものの、トラブルにより停止したという事象が発生しました。この事象を受け、4月9日に原子力安全・保安院より出された指示を踏まえ、4月22日に保安規定の変更認可申請書の一部補正を行い、国の審査を受けてきました。

また、「ふげん」の保安規定につきましても、国からの緊急安全対策の実施指示および規則の改正を踏まえ、4月8日、経済産業大臣に変更認可申請を行い、国の審査を受けてきました。

【平成23年4月6日、4月8日、4月22日 お知らせ済み】

当機構は、「もんじゅ」並びに「ふげん」の保安規定の変更申請につきまして、本日、経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせいたします。

当機構は、今回の福島第一・第二原子力発電所における事故を踏まえて、必要な対策を速やかに実施するとともに、引き続き「もんじゅ」、「ふげん」の安全確保に万全を期してまいります。

※ 原子炉施設保安規定:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 (原子炉等規制法)に基づき、原子力発電所の運転の際に実 施すべき事項などを事業者が定めたもの

## 【これまでの経緯】

平成23年3月30日 経済産業大臣からの緊急安全対策の実施指示

「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転 等に関する規則」の改正

4月 6日 「もんじゅ」保安規定の変更認可申請

(変更認可申請概要)

電源機能等喪失時の体制の整備に関する措置として、要員の配置、訓練及び電源車、消防ポンプ、消火ホースその他資

機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施及び活動に関する定期的な評価を行うことを新たに保安規定に追加。 【平成23年4月6日プレス発表済み】

4月 8日 「ふげん」保安規定の変更認可申請

(変更認可申請概要)

電源機能等喪失時の体制の整備に関する措置として、要員の配置、訓練、可搬式の発電機や動力ポンプ、ホースその他資機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施及び活動に関する定期的な評価を行うことなどを新たに保安規定に追加。 【平成23年4月8日 プレス発表済み】

4月 9日 「もんじゅ」の非常用発電設備に係る原子力安全・保安院から の指示

> 冷温停止状態及び燃料交換においては、必要な非常用交流 高圧電源母線に接続する非常用発電設備が2台動作可能であ ることを必要とすること。

4月22日 「もんじゅ」保安規定の変更認可申請書の一部補正

(変更認可申請書の一部補正の概要)

「もんじゅ」では、原子炉の状態が低温停止の場合も、必要とする非常用交流電源は「ディーゼル発電機2基以上が動作可能であること」を基本としている。

ただし、崩壊熱が原子炉の放散熱量以下となっている場合において、必要とする非常用交流電源は「ディーゼル発電機1基以上が動作可能であること」としていたため、今回、崩壊熱の状態に拘わらず、常時「ディーゼル発電機2基以上が動作可能であること」に変更。

【平成23年4月22日 プレス発表済み】

5月 6日 「もんじゅ」、「ふげん」保安規定の変更認可

以上